



イマジン
ロータリー

Weekly Report

クラブ会長テーマ

RI 会長 ジェニファー・ジョーンズ

親睦と奉仕！みんなの力で

第 2534 回例会報告

月 日：令和 5 年 2 月 8 日（水）

会 場：例会場

司 会：S A A

開会点鐘

ロータリーソング：それでこそロータリー

お客様の紹介

会長報告

本日はありません。

幹事報告

●23-24 年度 多摩中グループ協議会

日時 2 月 1 6 日（木）18 時 30 分

場所 ホテルエミシア立川

出席 小澤崇文会長エレクト・北島清高副幹事

●地区インターンシップ委員会

日時 3 月 2 0 日（木）15 時

場所 ガバナー事務所

出席 北島清高地区委員

●東京昭島 RC 55 周年記念式典のご案内

日時 4 月 2 0 日（木）16 時

場所 フォレストイン昭和館

会費 18,000 円 出欠の確認回覧

●東京小金井 RC60 周年記念式典のご案内

日時 5 月 1 1 日（木）17 時

場所 パレスホテル立川

会費 18,000 円 出欠の確認回覧

●23-24 年度版 ロータリー手帳の申込受付中

5 月下旬頃の出来上がり予定です

委員長報告

●遠藤常臣米山奨学委員長（地区セミナーの報告）

後半のディスカッションのテーマとして①地区の寄付目標 1 人 2 万円に対して、クラブでは米山への寄付はどうされていますか②米山を卒業された方との交流はどうされていますか。＝各クラブでは工夫して行っているようです。当クラブでも、カウンセラー任せではなくてクラブとして親交を深めるようにした方が良いと思います。報告書を配布しましたので、次年度に役立ててください。

ニコニコBOX

中野親睦活動委員

●寺澤会長 寒暖の差が激しい日が続きますが体調にご留意下さい。立春も過ぎ春が待ち遠しいですね。秋廣先生の卓話楽しみにしておりました。民法のお話しとのことで、難しいお話しは抜きでお願い致します。

●北島正典幹事 トルコで大規模な地震災害が起きました。被災した方々が一日でも早く救済される事を祈ります。地震大国日本に住む私たちも日々の備えを見直したいと思います。秋廣会員の民法の卓話よろしくお願ひします。勉強させていただきます。

●小澤孝造会員 秋広先生の卓話たのしみです。

●吉野会員 本日の卓話秋広先生のお話しつつしんでお聞きします。

●小川会員 秋広先生本日卓話ご苦労様です。我々の商売に一番近い法律一生懸命拝聴致します。



RI 第 2750 地区 多摩中グループ
東京国立ロータリークラブ

会長：寺澤 武 幹事：北島正典

例 会 日：毎週水曜日

例 会 場：東京都国立市谷保 5209 谷保天満宮社務所 2 階

事 務 所：東京都国立市谷保 5234-1 電話 042-575-04770 FAX042-572-8666

E-mail : kunitachi-rc@sage.ocn.ne.jp WEB http://kunitachi-rc.com/

会報委員：木島常明・秋廣道郎・喜連紘子・三田幸子

●杉田会員・山崎会員・遠藤直孝会員・岡田会員
秋広会員の卓話、心して聞きたいと思います。

●岡本正伸会員・小澤谷守会員・遠藤常臣会員・
木島会員・川向会員・三田会員 ゴルフの腕も素
晴らしい秋広先生の卓話を楽しみにしておりました。しっかりと勉強させていただきます。多分い
ねむりはしないと思います。

●青木会員 本日の秋広会員の民法改正について
の卓話を心して聞かせて頂きますが、多分一回で
は理解出来ないと思いますので、何回かに分けて
お願い出来ればと思います。

●関俊之会員 秋広先生の卓話こころして拝聴い
たします。

●津戸弘樹会員 秋広先生のお話を楽しみにして
おります。

●中村会員 秋広先生の卓話で民法改正について
勉強させていただくこと、楽しみにしております。

●岡本貞雄会員 今日「民法改正を考える」とい
うテーマで秋広先生が講義をされます。「心して」
拝聴いたします。

*ニコニコ BOX 合計 52,000 円 累計 1,094,000 円
出席報告 小澤谷守出席奨励委員

2月8日 在籍 41名中 出席 27名

28日前の出席率 = 1/11 97.56%

閉会点鐘

寺澤会長



民法改正を考える

秋広道郎会員



講師紹介

川向プログラム委員長

民法の大規模な改正がございまして今回お願い
しました。民法は明治時代に日本人の生き方とし
て明治政府が作った法律で、戦後の改正時には現
在の言葉遣いになりました。今回、今の日本人の
生き方に沿っていない部分が変わっている事を理
解してください。あまりにも範囲が広いため数回
に分けて卓話を行っていただく予定です。皆さん
のお役に立つことが満載だと思います。

民法には特別法という法律がそれぞれあり、そ
の法律で当てはまらないもので取り決めがなかっ
たものに関しては民法を使いましょうという考え
になっています。そこも含めて聞いてください。

はじめに

秋広道郎

範囲が膨大なので、どの程度できるかわかりま
せんがやってみます。作家の井上ひさしさんが「難
しいことを易しく、易しいことを面白く、面白い
ことを深く」と言っていました。きょうのお話しが
どう沿ってできるか皆さんに聞いていただきます。

第1 総論 民法

私法（私人の生活関係の基本ルール）の一般法と言われる
特別法 借地借家法・労働基準法・会社法・・・

1 民法には何が書かれているか 第1条～第1050条
知っておきたい大まかな改正点を説明します。

債権法

総則

人1・法人・物・法律行為2・期間の計算・時効3

物権

占有権・所有権4,5,6・地上権・永小作権・地役
権・留置権・先取特権・質権・抵当権

1 人

第三条 私権の享有は、出生に始まる。

(損害賠償請求権に関する胎児の権利能力)
第七百二十一条 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

(胎児又は死亡した子の認知)
第七百八十三条 父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合におい
ては、母の承諾を得なければならない。

(相続に関する胎児の権利能力)
第八百八十六条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

(成年)
第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

▶ 人の死はいつか？

債権法

債権

債権の目的7・債権の効力・多数当事者の債権債務・
保証債務8(個人根保証・事業債務の保証)・債権譲
渡・債権の消滅(弁済・相殺・・・)・有価証券9・
定型約款10
契約→(贈与・売買・交換・消費貸借・使用貸借・賃貸
借11・雇用・請負・委任・寄託・組合・終身定期金・
和解)、事務管理、不当利得、不法行為12

7 債権の目的

(法定利率)

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示
がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点
における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定め
るところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定
により変動するものとする。